

令和7年度第2回葛飾区児童福祉審議会 議事録

I 日時：令和7年10月16日（木）午後7時から

II 会場：葛飾区役所新館7階 705・706会議室

III 出席者

1 【出席委員15人】

青木委員、雨宮委員、有村委員、伊東委員、上松委員、倉沢委員、小林（広）委員、小林（弘）委員、西郷委員、齊藤委員、高岡委員、中村委員、松永委員、三尾委員、森委員

2 【欠席委員1人】

坂田委員

3 【区職員】

子育て支援部長、児童相談部長、子育て政策課長兼子ども・若者担当課長、子育て応援課長、子育て施設支援課長、保育課長、児童相談課長、相談援助担当課長、児童保護担当課長、子ども家庭支援課長、他担当職員

4 【傍聴者 2人】

IV 次第

1 開会

2 区長あいさつ

3 委員紹介

【資料1】

4 区職員紹介

【資料2】

5 葛飾区児童福祉審議会について

（1）葛飾区児童福祉審議会条例

【資料3-1】

（2）葛飾区児童福祉審議会条例施行規則

【資料3-2】

（3）葛飾区児童福祉審議会運営及び公開に関する要綱

【資料3-3】

（4）葛飾区児童福祉審議会部会設置要綱（案）

【資料3-4】

6 議事

（1）委員長及び副委員長の選出

（2）部会委員（案）

【資料4】

（3）部会長の選出

（4）児童福祉法一部改正に伴う児童福祉審議会への報告等及び要綱改正について

【資料5】

7 その他

（1）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

【資料6】

（2）令和6年度葛飾区児童相談所の状況について

【資料7】

8 閉会

V 配付資料

令和7年度第2回葛飾区児童福祉審議会本委員会次第

【資料1】第2期葛飾区児童福祉審議会委員名簿

【資料2】葛飾区児童福祉審議会区職員名簿

【資料3－1】葛飾区児童福祉審議会条例

【資料3－2】葛飾区児童福祉審議会条例施行規則

【資料3－3】葛飾区児童福祉審議会運営及び公開に関する要綱

【資料3－4】葛飾区児童福祉審議会部会設置要綱（案）

【資料4】部会委員（案）

【資料5】児童福祉法一部改正に伴う児童福祉審議会への報告等及び要綱改正について

【資料6】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

【資料7】令和6年度葛飾区児童相談所の状況について

VI 議事要旨

1 開会

事務局（子育て政策課長兼子ども・若者担当課長）

令和7年度第2回児童福祉審議会を開催します。皆様には大変ご多忙の中、委員をお引き受けていただきいたこと、会議にお集まりいただいたことに感謝します。

本日の会議は、第二期審議会の最初の会議となります。委員長及び副委員長の選出まで、子育て支援部子育て政策課長 兼務 子ども・若者担当課長が進行を務めます。

事務局

- ・本日の会議の出席状況について、坂田委員が欠席であることを報告します。
- ・会議は葛飾区児童福祉審議会条例の規定により、委員の過半数の出席が必要となります。
- ・本日の出席委員は、委員16人中15人で定足数の過半数に達していることを報告します。

事務局（子育て政策課長兼子ども・若者担当課長）

- ・傍聴人がいらっしゃいますので、傍聴にあたっての注意事項を申し上げます。
〔注意事項を説明〕
- ・区ホームページ等に掲載を行うため、職員が会議風景について写真撮影します。

2 区長挨拶（要旨）

区長

- ・皆様には、葛飾区児童福祉審議会委員を10月1日付けで委嘱させていただきました。任期は2年間となりますので、よろしくお願ひ申し上げます。そして、大半の皆様が、第1期から引き続きの参加でございますので、大変心強く感じております。
- ・葛飾区では、「子育てるなら葛飾区」をテーマに、様々な施策を進め、多くの方々に喜んでいただいております。しかし、子育て施策は多岐にわたるため、総合的な取組が重要です。
- ・令和5年10月1日に児童相談所を開設し、子育てしやすい、子どもたちが元気にしっかりと育つ環境を整えています。同日に、葛飾区子どもの権利条例も施行しましたが、課題も出てきております。これらの課題について、この審議会でご議論をいただき、さらに子育てしやすい葛飾を目指してまいりたいと思います。
- ・国においても様々な事業が進められており、10月1日から「保育所等における虐待等の通報義務化」が始まり、令和8年度からは「こども誰でも通園制度」が開始されます。これらの国の制度を活用して、葛飾区の施策を一層充実していきたいと考えています。
- ・審議会委員の皆様には、こうした状況等を踏まえ、子どもの幸せが実現するための議論をしていただき、答申などをまとめていただければと思います。
- ・皆様方のご意見を踏まえて、葛飾の子育て内容が一層充実するように、取組を進めてまいりますので、よろしくお願ひを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

事務局（子育て政策課長兼子ども・若者担当課長）

青木区長につきましては、公務のため、ここで退席をさせていただきます。

3 委員紹介

事務局（子育て政策課長兼子ども・若者担当課長）

続きまして、「3 委員紹介」です。資料1として、第2期葛飾区児童福祉審議会委員の皆様の一覧をご用意しております。

[出席委員の自己紹介]

4 区職員紹介

事務局（子育て政策課長兼子ども・若者担当課長）

続いて、令和7年度の区職員の紹介をいたします。

[区職員の紹介]

5 葛飾区児童福祉審議会の役割・運営について

事務局（子育て政策課長兼子ども・若者担当課長）

第2期児童福祉審議会の最初の会議となりますので「葛飾区児童福祉審議会について」、事務局より説明いたします。

事務局

[資料3-1、3-2、3-3、3-4について説明する]

6 議事

（1）葛飾区児童福祉審議会委員長及び副委員長の選出

事務局（子育て政策課長兼子ども・若者担当課長）

選出方法は、葛飾区児童福祉審議会条例第6条第1項において、委員の互選により定めることとなつております。

どなたか立候補、もしくは推薦等があれば、挙手をお願いいたします。

委員

- ・委員長につきましては、子ども家庭庁の会議にもご参加され、子ども家庭福祉の分野にも見識が深く、第1回児童福祉審議会の委員長も務めていただいた有村委員を推薦させていただきます。
(有村委員、了承。各委員から了承の拍手あり。)

事務局（子育て政策課長兼子ども・若者担当課長）

引き続き、副委員長について、どなたか立候補、もしくは推薦等があれば、挙手をお願いいたします。

委員

- ・障害のある子どもたちや家族の支援、また保育に関してなど、子ども家庭福祉に豊富な見識をお持ちであり、そして第1期児童福祉審議会の副委員長も務めていただいておりました、雨宮委員に、引き続き副委員長としてサポートいただきたいというふうに思っておりますけれどもいかがでしょうか。

(雨宮委員、了承。各委員から了承の拍手あり。)

事務局（子育て政策課長兼子ども・若者担当課長）

それでは、委員長に、この後の議事の進行をお願いします。

その前に一言、委員長と副委員長にご挨拶をいただきます。

委員長

- ・児童相談所開設等、葛飾区の皆様におかれましても大変な時期を乗り切っていただいたと思っています。思い出すと2年間、すごく早かったような気がしています。その都度、丁寧に進めていただいて、ある意味、安定して運営なさっておられるのかなと思っております。
- ・学生から実習で中を見させていただいても、丁寧に進行されていると思います。まだまだ難題はた

くさんあるかと思いますけれども、ぜひ委員の皆様方のお力をお借りして区の皆様と一緒に、自分なりにできる役割を果たしていければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

副委員長

・私も本当に2年間、早かったなというふうに感じております。皆様の努力を傍らで見させていただいて、本当に丁寧に進めていただいて感謝しております。また、微力ではございますけれども、力不足ながらご一緒に検討させていただければと思っております。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

事務局（子育て政策課長兼子ども・若者担当課長）

以上で議事（1）を終了させていただきます。

（2）部会委員（案）

委員長

葛飾区児童福祉審議会条例第10条第2項には、部会は、委員長が指名する委員をもって組織する、とございます。

私としては、事務局から資料4に示している部会委員（案）のとおりで、組織したいと考えております。第1期から引き続きお役目を担っていただく形になるかと思うのですが、いかがでしょうか。

皆様、ご了承いただけるということでおければ、拍手をもって、ご了解と確認をさせていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

（委員拍手）

委員長

それでは、部会委員（案）のとおりで、よろしくお願ひいたします。

また、本日欠席されている委員の方には、事務局から本決定について説明をお願いいたします。

以上で、議事（2）を終了いたします。

（3）部会長の選出

委員長

さて、部会委員（案）の了承が確認されたところですが、条例第10条第3項には「部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。」というふうにしています。各部会の部会長の選出につきましては、事務局の方で進行をお願いいたします。

事務局

まず、里親部会の部会長選出から行います。

里親部会委員の皆様の中で、どなたか立候補、もしくは推薦等があれば、挙手をお願いします。

委員

- ・私がお引き受けさせていただければ思っておりますが、いかがでしょうか。

(委員拍手)

事務局

里親部会長から一言ご挨拶をいただきたいと思います。

里親部会長

- ・第1期に引き続き、里親部会の部会長を務めさせていただくことになり、大変光栄であるとともに、1期を務めさせていただいた経験からも、里親認定をするという責任の重さを非常にかみしめた次第であります。里親部会がより有意義なものになりますように、一生懸命務めてまいりたいと思いますので、何卒よろしくお願ひいたします。

事務局

続きまして、権利擁護部会の部会長選出を行います。

権利擁護部会委員の皆様の中で、どなたか立候補、もしくは推薦等があれば、挙手をお願いいたします。

(有村委員挙手。委員拍手)

事務局

それでは、権利擁護部会長から、一言ご挨拶をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

権利擁護部会長

- ・第1期も、同じような形で、役目を果たさせていただきましたが、昨今でいうと、児童相談所の法的対応の部分が、かなり求められているところがあると思います。権利擁護部会は、裁判所まで行かなくても、第三者の目や、意見が必要なものを、うまく区の中で判断していくという意味では、児相や様々な区の皆様そして、委員の皆様と連携しながら、対応をさせていただく必要があると思っています。そういう意味で、責任は大変重大だと思っています。委員の先生方も変わらずご協力いただける形になりますので、是非とも、私一人では不十分なところがあるかもしれませんけれども、皆様と一緒に進めさせていただければと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局

最後に、児童福祉施設部会の部会長選出を行います。

児童福祉施設部会委員の皆様の中で、どなたか立候補、もしくは推薦等があれば、挙手をお願いいたします。

委員

- ・どなたもいらっしゃらないようなので、審議会の副委員長と兼任いたしまして、私がお引き受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

(委員拍手)

事務局

それでは、児童福祉施設部会長から一言、ご挨拶をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

児童福祉施設部会長

・先ほど、区長からもお話をありましたけれども、保育所の新たな任務があり、どのような方でも使いやすい保育所にしていかなければいけないという国の方針もあります。新しい児童福祉施設の役割なども視野に入れながら、皆様とともに検討していきたいと思います。力不足ではございますけれども、よろしくお願ひいたします。

事務局

部会長の選出は以上となります。委員長に進行をお返しいたします。

委員長

なお、部会の運営については、部会設置要綱第7条で部会長に委任されております。各部会長と事務局でご調整いただき、部会を運営いただきますようお願いを申し上げます。

以上で議事（3）を終了いたします。

（4）児童福祉法一部改正に伴う児童福祉審議会への報告等及び要綱改正について

委員長

続きまして、議事（4）「児童福祉法一部改正に伴う児童福祉審議会への報告等及び要綱改正について」です。事務局より、ご説明をお願いいたします。

事務局（子育て政策課長兼子ども・若者担当課長）

〔資料5について説明する〕

委員長

委員の皆様、ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見等はございますか。

〔質疑なし〕

委員長

児童福祉法一部改正に伴う児童福祉審議会への報告等及び要綱改正について、お諮りいたしたいと思います。本件に異議がなければ拍手をお願いできればと思います。

（委員拍手）

委員長

皆様の拍手で確認がとれました。

それでは以上で、議事（4）を終了いたします。

7 その他

(1) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

委員長

続きまして、(1) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（子育て政策課長兼子ども・若者担当課長）

[資料6について説明する]

委員

- ・2ページの(5) 利用可能時間は、10時間とされていますが、単位は何ですか。1日ですか。1か月ですか。

事務局（子育て政策課長兼子ども・若者担当課長）

- ・1か月あたり10時間でございます。

委員

- ・親御さんにとってはいい制度だと思うのですが、実際、区として、利用枠は把握ができるのか。ある程度、保育所の待機児童等に関しては、うちの区は何とかなっているところだとは思うのですが。
- ・対応としては、定期利用と柔軟利用のどちらでいくのか、方針について、ご説明いただけたらありがたいです。

事務局（子育て政策課長兼子ども・若者担当課長）

- ・現在、区の中での制度構築を進めている最中でございます。
- ・我々としては、こども誰でも通園制度を受け入れていただく施設側の皆さんに、運営しやすいような形で、ぜひ制度の枠組みを構築したいと思っております。
- ・例えば、定期利用とか、柔軟利用、どちらか一方ということではなくて、どちらも活用できるような形で枠組みを検討していきたいと考えでございます。
- ・利用時間については、今、国から今年度については10時間ですが、来年度は何時間になるかは分からぬところもございます。区としては、可能な限り、皆さんに、広く平等に使っていただけるように、運営施設の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

委員

- ・いいと思うのですが、気になるのは、どういう選定が行われるのか。たぶん殺到するわけですよね。こういうものがぱっと出てきて、区民に知らされた時に、「あっちは通ったけど、私はどうしてダメなの」というのが出てくると思います。きめ細かに、どういう枠の人を優先するのかを明確にしておいた方が、私はトラブルがなくていいのではないかと思います。
- ・国がこういう形で立ち上げますけれど、実施する自治体は大変だと思いますし、本当にご苦労なことだと思います。やはり私は、利用がしやすい、うまく活用できる方策をたてていただくのが大事だと思います。よろしくお願ひいたします。

事務局（子育て政策課長兼子ども・若者担当課長）

- ・ご指摘いただいたように、施設側、また利用される区民の方々が使いやすいような形で、我々としても制度設計を進めていきたいと考えているところでございます。

委員長

地域に根差して活動してらっしゃる委員の先生方から、ご質問がありましたので、丁寧に進めたいだけたらと思います。

それでは、質疑が出そろったようなので、その他（1）を終了いたします。

（2）令和6年度葛飾区児童相談所の状況について

続きまして、その他（2）令和6年度葛飾区児童相談所の状況について、児童相談課から説明願います。

児童相談課長

[資料7について説明する]

委員長

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等はございますか。

委員

- ・この表を見ると、いろんな件数が増えているのですよね。これはどうしてなのでしょうか。

児童相談課長

- ・先ほど申し上げたところもありますが、3ページの児童相談所の相談受付件数の記載があるものに関しましては、こちら令和5年度が半年間だったものですから、令和6年は丸1年間ですので、倍になっているものでございます。
- ・里親の数が増えているのは、多少なりとも登録数が増えているという状況でございます。区内里親養育児童数に関しましても、葛飾区の里親は稼働率が高く、積極的に受け入れてくださっている状況です。
- ・医師による判定に関しては、令和5年度は半年間、令和6年度は1年間の件数でございます。

委員

- ・もう1点、2ページの4、医師による判定と実績、愛の手帳や医学診断、全部増えているのですが、これはどうしてでしょうか。

児童相談課長

- ・こちらも、令和5年度が半年間、令和6年度は1年間の件数という話です。

委員

- ・私も同じような質問になってしまいますが、結局、その令和5年度は10月1日に葛飾区児童相談所が開設した形なので、6年度とこれを単純に比較するのは、なかなか難しい数字です。4年度の数字が前はあったと思って、足立児童相談所で管轄しているときに、葛飾区の事例が総数の3分

の1くらいだったと思うのですが、その時の総数や割合が、令和6年度の数字とそう変わってないのかどうか教えていただきたい。

児童相談課長

- ・例えば、令和5年度末の相談件数が、開設から半年で1,137件相談があったのですが、足立児相の時の令和4年度の10月から3月までの相談件数が791件となっておりますので、基礎自治体である本区が児童相談所を開設したことで相談しやすくなつた面があるかと考えております。令和6年度の4月から9月までの相談件数が1,148件だったのですが、足立児相の時の令和5年4月から9月までが983件ということで、こちらも葛飾区児相の令和6年4月から3月までが多いです。他の要素もあるのかもしれません、虐待が増えたというよりは、相談がしやすくなつたので、相談してくださる方が多くなつたと捉えているところです。

委員

- ・わかりました。

委員長

- ・今のご質問で、足立児相の時代より数が増えたということですが、そういう意味では、子ども家庭支援センターと児相が、うまく連携してできているというところなのでしょうか。同じ区内であるメリットはあるのでしょうか。

児童相談課長

- ・同じ自治体、同じ組織の中に子ども総合センターと児童相談所が一体となっていますので、組織と組織の間に子どもの問題が埋もれないようには気を付けていますし、そういったことは出来ていると思います。
- ・また、同じ組織の中で動いていますので、どちらかが対応するのか判断に困ったときには、同じ組織の長であります児童相談所長の判断のもとで、一体的にやることができるメリットがあります。
- ・ここを更に深化させていかなければいけないと考えておりまして、援助方針会議をそれぞれ週1回やっておりますけれども、そこをオンラインで繋いで、もう少し会議が一体的に出来ないかといった仕組みを考えているところでございます。

委員長

- ・ぜひ、上手く運用していただければと思うところです。ありがとうございます。

委員

- ・今回の表にはないのですが、葛飾区児相の方で、裁判所にそれぞれ、一時保護令状、33条、28条1項、2項、それぞれ件数としてはどの程度あるのか、教えていただきたいです

児童相談課長

- ・令和5年度が、出頭要求が1件となっております。
- ・令和6年度は、出頭要求が3件で、立ち入り調査が1件です。
- ・令和7年度は、7月31日までとなりますが、出頭要求が2件でございます。

- ・また、令状請求については、これまで6件でございます。

委員

- ・例えば、28条1項申し立てや2項申し立てが、1年間で何件ありますでしょうか。

相談援助担当課長

- ・28条施設入所に関しましては、令和5年度が0件。令和6年度が2件。令和7年度7月末時点では0件になっております。
- ・入所児の更新承認については、令和5年度が1件、令和6年度が0件、令和7年度7月末でございますけれど0件となっております。
- ・また、33条の申し立てでございますが、令和5年度が3件、令和6年度が1件、令和7年度7月末現在で3件となっております。

委員長

それでは、質問が出そろったようなので、その他の（2）を終了させていただきます。

8 閉会

委員長

以上で本日の議題はすべて終了となります。長時間のご協力、どうもありがとうございました。

また、これから2年間お力を賜りますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、令和7年度第2回葛飾区児童福祉審議会本委員会を閉会いたします。